

平成18年 3月 8日  
社会保険庁総務部職員課

## 平成17年度社会保険庁国家公務員 倫理研修実施状況の概要について

社会保険庁をめぐる不祥事案が頻発し、多数の職員が処分を受けたことについて、自己改革及び自己点検の教訓として重く受け止め、綱紀の肅正を徹底することにより再発を防止するため、毎年度、各部署において社会保険庁国家公務員倫理研修を実施することとした。

平成17年度に実施した社会保険庁国家公務員倫理研修については、以下のとおりであった。

### 1. 研修の実施状況

- 対象者及び人数  
全職員（非常勤を含む）27,161人
- 実施期間  
平成17年5月26日～平成17年6月30日  
ただし、病気休暇等から期間内に実施できなかった者については、上記期間以後に随時実施
- 実施人数・実施率  
26,809人（98.70%）
- 未実施人数・未実施率  
352人（1.30%）  
※ これらの者は、育児休業、長期病気休暇等による未実施であり、職場復帰後、随時実施予定

### 2. 研修内容

各職員が緊張感をもって具体的にその職務に係る倫理の保持に関し必要な事項を理解することができるよう、倫理研修実施者が、下記教材を使用して、国家公務員倫理法及び国家公務員倫理規程について説明するとともに、社会保険庁で発生した不祥事案の内容を認識することにより、再発防止に資するための研修を実施した。

<使用教材>

「国家公務員倫理教本」（国家公務員倫理審査会作成）

「国家公務員倫理規程『できること』『できないこと』（国家公務員倫理審査会作成）

「社会保険庁をめぐる不祥事案に係る処分を事例として」（社会保険庁作成）

### 3. 研修方法

研修は、社会保険庁幹部職員から実施し、社会保険事務所職員まで、各職場の課単位での伝達研修として実施した。